

10月から水痘（水ぼうそう）・高齢者肺炎球菌ワクチン接種が定期予防接種になります！

① 水痘ワクチン

対象者 1才～3才までのお子様
（*1才のお誕生日の前月に予診票を送付します。）

接種回数 ②接種（無料）
（経過措置）

（経過措置）
平成26年度については、以下の方を対象として定期予防接種を実施します。
① 65才..昭和24年4月2日生
② 70才..昭和19年4月2日生
③ 75才..昭和14年4月2日生
④ 80才..昭和9年4月2日生
⑤ 85才..昭和15年4月1日生
⑥ 90才..昭和10年4月1日生
⑦ 95才..昭和5年4月1日生
⑧ 100才..大正3年4月2日生
⑨ 101才以上..大正4年4月1日生
⑩ 1才以上..大正3年4月1日以前の生まれの方

II 注意II
・水痘（水ぼうそう）になつた方、自己にて必要回数の予防接種を受けた方については、定期接種として接種することができます。

・60才～64才の方で、心臓、じん臓、呼吸器等の機能障害を有する方でこの制度が適用される場合があります。医療機関で相談してください。

② 高齢者肺炎球菌ワクチン
II 注意II
・既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある方は接種できません。

・65才の方
・60才～64才の方で、心臓、じん臓、呼吸器等の機能障害を有する方でこの制度が適用される場合があります。医療機関で相談してください。

・既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある方は接種できません。

*ただし、生活保護世帯の方については、無料。接種するには、役場が発行する無料券が必要になります。必ず接種前に、印鑑を持参のうえ健康福祉課に申請してください。

お問い合わせ先..健康福祉課 電話..64-1120 保健係

平成26年度インフルエンザ予防接種事業の実施について

接種を希望される方は、直接インフルエンザ予防接種実施医療機関に電話等で予約してから受けてください。
生活保護世帯の方は、無料接種券を交付します。

対象者 湯浅町に住民票のある方

接種回数 1回

（自己負担）

① 65歳未満の方 全額自己負担

（料金は医療機関でご確認ください）

② 65歳以上の方 1,000円

（60歳～64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器等の機能障害を有する方でこの制度が適用される場合があります。医療機関で相談してください。）

③ 生活保護世帯の方（②に該当する方のみ）無料接種券交付

※必ず接種前に、印鑑持参で健康福祉課に申請してください。

※申請を行わずに接種された場合は、自己負担1,000円が必要です。

実施期間 平成26年10月1日～平成27年1月31日まで

（医療機関によって、実施期間が異なる場合があります。）

接種時の注意 有田郡以外の医療機関で、65歳以上の方が接種する場合、予診票を健康福祉課まで取りに来てください。

問合せ先 健康福祉課 保健係 ☎ 64-1120

医療機関名

連絡先

澳内科医院	62-3649
小野田クリニック	65-1616
児島医院	62-2066
ごとうクリニック	64-0101
耳鼻咽喉科ごとう医院	63-3838
田端内科	63-2880
根來医院	63-1521
橋本胃腸肛門外科	62-2226
平山内科皮膚泌尿科	63-1103
吉村内科医院	63-4666
済生会由田病院	63-5561

